

【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年9月11日

【会社名】 アクセントチュア・パブリック・リミテッド・カンパニー
(Accenture public limited company)

【代表者の役職氏名】 リリアス・リー
秘書役補佐
(Lilias Lee, Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アイルランド、ダブリン2、グランドキャナルハーバー、グ
ランドキャナルスクエア1
(1 Grand Canal Square, Grand Canal Harbour, Dublin 2,
Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 神 田 英 一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【事務連絡者氏名】 弁護士 芦 澤 千 尋

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内1丁目1番1号 パレスビル3階
クリフォードチャンス法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6632-6600

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年11月2日
効力発生日	平成29年11月10日
有効期限	令和元年11月9日
発行登録番号	29-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額：0円（注1） 24,000,000,000円（注2） （注1）新株予約権証券の発行価額の予定総額 （注2）新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予 約権の行使時の払込金額（見込額）の総額（最大 見込額）を合計した金額
発行可能額	0円（注3） 4,311,142,873円（注4） （注3）新株予約権証券の発行価額の予定総額の残額 （注4）新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予 約権の行使時の払込金額（見込額）の総額（最大 見込額）を合計した金額の残額

- 【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、令和元年9月11日（提出日）である。
- 【提出理由】 平成29年11月2日付発行登録書（その後の訂正を含む。）について、令和元年9月11日に提出した外国会社臨時報告書を参照書類とするため、本訂正発行登録書を提出するものである。
（訂正内容については以下を参照のこと。）
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【訂正内容】

(以下の訂正が平成29年11月2日付発行登録書(その後の訂正を含む。)の「第二部 参照情報」においてなされる。訂正箇所は下線で示される。)

(訂正前)

第1 参照書類

(前略)

1 有価証券報告書及びその添付書類

該当事項なし。

2 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし。

3 臨時報告書

該当事項なし。

4 外国会社報告書及びその補足書類

事業年度2018年度(自 2017年9月1日 至 2018年8月31日)

2018年12月21日関東財務局長に提出

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

2018年度中(自 2017年9月1日 至 2018年2月28日)

2018年5月30日関東財務局長に提出

2019年度中(自 2018年9月1日 至 2019年2月28日)

2019年5月31日までに関東財務局長に提出予定

6 外国会社臨時報告書

4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日(平成31年3月11日)までに、外国会社臨時報告書(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの)を平成31年3月11日に関東財務局長に提出

7 訂正報告書

該当事項なし。

(訂正後)

第1 参照書類

(前略)

1 有価証券報告書及びその添付書類

該当事項なし。

2 四半期報告書又は半期報告書

該当事項なし。

3 臨時報告書

該当事項なし。

4 外国会社報告書及びその補足書類

事業年度2018年度（自 2017年9月1日 至 2018年8月31日）

2018年12月21日関東財務局長に提出

5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類

2019年度中（自 2018年9月1日 至 2019年2月28日）

2019年5月28日関東財務局長に提出

6 外国会社臨時報告書

(1) 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和元年9月11日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの）を平成31年3月11日に関東財務局長に提出

(2) 4の外国会社報告書及びその補足書類提出後、本訂正発行登録書提出日（令和元年9月11日）までに、外国会社臨時報告書（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づくもの）を令和元年9月11日に関東財務局長に提出

7 訂正報告書

該当事項なし。